

# 東村山市青少年問題協議会の傍聴に関する定め

(平成21年10月1日決定)

## 第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 2 傍聴希望者数が多数になる等、止むを得ない事由により、会長が判断した場合は、傍聴人の数を制限できるものとする。

## 第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## 第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 協議会の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で飲食及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。

## 第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

## 附 則

この定めは、平成21年10月1日の協議会において決定し、同日から施行する。